

2015（平成27）年度第1回（通算第10回）評議員会（定時）

1. 開催日時：2015（平成27）年6月21日（日）14時～15時30分
2. 場 所：アルカディア市ヶ谷 7階 白根の間
3. 出席者：（評議員会会長）柳原正治、（評議員）位田隆一、大森正仁、柏木昇、川村明、佐藤哲夫、佐藤やよひ、平覚、薬師寺公夫、山影進、（代表理事）坂元茂樹、（事務局長）酒井啓亘

4. 議事要旨

1) 報告事項

- 1 2015（平成27）年度事業計画に関する件
坂元代表理事より標記の件につき報告があった。

- 2 小田滋賞に関する件

坂元代表理事より、2015（平成27）年度第1回（通算第18回）理事会において確定した第2回小田滋賞受賞者の紹介が行われた。最優秀賞の該当者がなかったこと、奨励賞は募集要項では3名であるが審査結果同点のものがいたため4名となっていること、学部生の応募者・受賞者が出たことが報告された。

2) 議案

第1号 評議員会副会長の選任に関する件

柳原会長より、田中則夫前副会長の逝去により空席となっていた評議員会副会長を定款14条3項に基づき選任することが提案され、承認された。続いて、柳原会長により薬師寺公夫評議員を副会長に選任することが提案され承認された。

第2号 定款の改正に関する件

柳原会長より、学会運営の円滑化のため、定款の一部を変更して理事の数を「8名以上11名以内」から「11名以上20名以内」へ、業務執行理事の上限数を「8名以内」から「15名以内」と変更することが提案された。審議の結果、提案された施行日を前例に合わせて「平成27年6月21日」としたうえで、以下の通り議決された。

【議決事項】

定款18条2項（4）に基づき、定款第27条を次の通り変更し、附則を追加する。

一般財団法人国際法学会定款

（種類及び定数）

第27条

- 1 当法人に次の役員を置く。
 - （1）理事 11名以上20名以内
 - （2）監事 1名以上2名以内
- 2 理事のうち1名を代表理事とする。
- 3 理事（代表理事を除く。）のうち15名以内を業務執行理事とすることができる。

附 則

この定款は、平成27年6月21日から施行する。

第3号 2014（平成26）年度事業報告・決算の承認に関する件

坂元代表理事より、平成26年度事業報告、平成26年度決算報告について、報告が行われ、字句修正のうえ承認した。

【議決事項】

定款18条2項（5）に基づき、必要な修正を行ったうえで2014（平成26）年度事業報告・決算を承認する。

第4号 2014（平成26）年度公益目的支出計画実施報告書（案）に関する件

坂元代表理事より、標記報告書に基づき報告が行われ、会計部分につき、決算報告と対応している旨報告があり、以下の通り議決した。

【議決事項】

定款18条2項（10）に基づき理事会より付議された、2014（平成26）年度公益目的支出計画実施報告書を承認する。

第5号 理事の選任に関する規程の改正に関する件

酒井事務局長より、理事の選任に関する規程第6条1項について字句の技術的修正が必要な点があることが報告された。これを確認し、理事の選任に関する規定を以下の通り改正することを議決した。

【議決事項】

定款18条2項（10）に基づき、理事の選任に関する規程第6条1項を次の通り変更し、附則を追加する。

理事の選任に関する規程

第6条（理事の選任）評議員会は、第3条の規定により聴取した意見に妥当な配慮を払いつつ、理事を選任する。

第6号 第1回評議員選任についての会員意見聴取の実施に関する件

第7号 第2回理事選任についての会員意見聴取の実施に関する件

坂元代表理事より、現在の評議員および理事の任期が2016年6月の定時評議員会の終結時までであり、それまでに新評議員および新理事を選出する必要があること、それに伴い評議員の選任に関する規程および理事の選任に関する規程に基づいて、会員の意見聴取を実施する必要があることが報告された。

以下の通り承認された。

【議決事項】

評議員の選任に関する規程第2条および理事の選任に関する規程第3条に基づき、以下の方法で意見聴取を行うことを決議した。

- (1) 今回の意見聴取は2015年9月18日（金）から20日（日）まで開催される2015年度年次研究大会期間中に行う。
- (2) 意見表明の方法は、理事候補として推薦する者を、5名以内連記する方法による。

評議員会は、以上の決定に基づいて、意見聴取の実施を代表理事に委嘱した。

以上